

飲酒運転根絶のためのルール

令和3年6月2日
長野県松本蟻ヶ崎高等学校

1 酒席に先立って

- ・飲酒する者は、原則として酒席会場に自家用車で行かない。
- ・飲酒をして運転代行で帰宅する予定の者は、飲酒前に運転代行を予約する。
- ・運転代行での帰宅予定者は、必ず予約した代行車で帰宅する。

2 酒席に際して

(1) 開会に先立ち実施

- ・幹事等は自家用車で会場に来ている者について確認し、その者について飲酒の有無、帰宅方法について確認する。
- ・幹事等は運転代行での帰宅予定者については、その予約状況を確認する。

(2) 酒席終了時実施

- ・幹事等は帰宅方法について、改めて全員に確認をする。
- ・幹事等は運転代行での帰宅予定者について、代行車への乗車を駐車場等で確認する。

3 酒席の翌朝について

- ・23時以降まで飲酒した者は、翌朝も運転をしない。

4 対象となる酒席

- ・学校全体及び学年会、教科会の酒席、勤務場所から直接酒席会場に向かうもの。